

9. あなたが敵に対して出陣しているときには、すべての汚れたことから身を守らなければならない。
10. もし、あなたのうちに、夜、精を漏らして、身を汚した者があれば、その者は陣営の外に出なければならない。陣営の中には行って来てはならない。
11. 夕暮れ近くになったら、水を浴び、日没後、陣営の中に戻ることができる。
12. また、陣営の外に一つの場所を設け、そこへ出て行って用をたすようにしなければならない。
13. 武器とともに小さなくわを持ち、外でかがむときは、それで穴を掘り、用をたしてから、排泄物をおおわなければならない。
14. あなたの神、主が、あなたを救い出し、敵をあなたに渡すために、あなたの陣営の中を歩まれるからである。あなたの陣営はきよい。主が、あなたの中で、醜いものを見て、あなたから離れ去ることのないようにしなければならない。
15. 主人のもとからあなたのところへ逃げて来た奴隷を、その主人に引き渡してはならない。
16. あなたがたのうちに、あなたの町囲みのうちのどこでも彼の好むままに選んだ場所に、あなたとともに住まわせなければならない。彼をしいたげてはならない。
17. イスラエルの女子は神殿娼婦になってはならない。イスラエルの男子は神殿男娼になってはならない。
18. どんな誓願のためでも、遊女のもうけや犬のかせぎをあなたの神、主の家を持って行ってはならない。これはどちらも、あなたの神、主の忌みきらわれるものである。
19. 金銭の利息であれ、食物の利息であれ、すべて利息をつけて貸すことのできるものの利息を、あなたの同胞から取ってはならない。
20. 外国人から利息を取ってもよいが、あなたの同胞からは利息を取ってはならない。それは、あなたが、はいつて行って、所有しようとしている地で、あなたの神、主が、あなたの手のわざのすべてを祝福されるためである。
21. あなたの神、主に誓願をするとき、それを遅れずに果たさなければならない。あなたの神、主は、必ずあなたにそれを求め、あなたの罪とされるからである。
22. もし誓願をやめるなら、罪にはならない。
23. あなたのくちびるから出たことを守り、あなたの口で約束して、自分から進んであなたの神、主に誓願したとおりに行なわなければならない。
24. 隣人のぶどう畑にはいったとき、あなたは思う存分、満ち足りるまでぶどうを食べてもよいが、あなたのかごに入れてはならない。
25. 隣人の麦畑の中にはいったとき、あなたは穂を手で摘んでもよい。しかし、隣人の麦畑でかまを使ってはならない。

説教

申命記 23 章の 1-8 節では、イスラエルをきよく守るために、彼らの聖なる集まりである「主の集会」に加えてはならない人々について教えられました。

9節以降では、神を中心とした節制のある生活について、いくつかのあり方が教えられます。

「あなたが敵に対して出陣しているときには、すべての汚れたことから身を守らなければならない。」(10) ここで命じられることは、非常時、すなわち、これからカナン征服の戦いに「出陣している」際のことです。日常に於いては問題にならないことも、戦時に於いては節制を要する場合があります。なぜなら、これから聖なる主の戦いに出陣するのですから、主が共にいて特別な助けをいただかなければ敵には勝てません。1-8節では、自分たちの集まりをきよく守るために相応しくない者を除外するよう命じられましたが、ここでは、戦時に際し「汚れたことから身を守る」ためのあり方として二つの問題が取り上げられます。

その一つは「夜、精を漏らして、身を汚した者」のことで、「身を汚した」とありますが、「精を漏らす」とこと自体は罪ではありません。精子は子どもを生み出すいのちあるきよいものです。でも、それを「漏らす」ことで生命力・いのちを失い、死に向かうという意味で「汚れる」のです。とりわけいざ出陣という時に、生命力なく、それこそ精気のないまま戦いに行くならば、全体の士気を下げてしまいます。つまり主の聖なる戦いには向かないのです。それで、その日は日没まで陣営から外れなければなりません。

同様に、神を宿すイスラエルの陣営に神の栄光があらわれるための工夫がさらに述べられます。それが12節以降の「排泄物」の始末です。「また、陣営の外に一つの場所を設け、そこへ出て行って用をたすようにしなければならない。武器とともに小さくわを持ち、外でかがむときは、それで穴を掘り、用をたしてから、排泄物をおおわなければならない。」(12-13) 排泄物を適切に始末しなければ、そこから感染症や疫病が蔓延して自滅してしまいます。それで「汚いもの」を外に出して衛生上のきよさを保ちます。もともと神に聖別されたイスラエルの「陣営はきよい」のであり、彼らを「救い出し、敵をあなたに渡すため」に神が陣営の中を行ったり来たりしながら生きて働かれます。この神の働きがあってこそイスラエルは敵に勝つことができるのです。それゆえ「主が、あなたの中で、醜いものを見て、あなたから離れ去ることのないようにしなければならない」のでした(14)。つまり、神が共におられる神の陣に相応しく、できるだけ清潔にきよくしなければなりません。

きよさという意味では売春禁止が命じられます。「イスラエルの女子は神殿娼婦になってはならない。イスラエルの男子は神殿男娼になってはならない。」(17) 変な話ですが、神々を礼拝する神殿には売春婦がいました。古代メソポタミアとその影響を受けたパレスチナでは、神殿を中心に売春が行われました。五穀豊穡と多産を祈願するこれらの宗教では、神殿に巫女がいて、寄進した者と肉体関係を結ぶということが行われました。神殿の巫女は、神殿で崇拜されている女神の代理として肉体関係を結ぶことで、寄進した者に神的な活力を与えるという宗教儀式としての意味を持っていたのです。同じようなことは、エジプトやギリシャ、日本でも行われており、エジプトでは、一夜を共にする代償として全財産を男に出させる場合もあったそうです。娘を巫女にして売春させた報酬で巨大なピラミッドを建てた王もいました。日本も同じで、五穀豊穡を祈願する祭りは、人間の多産を祈願し実行する性的乱交でもあり、神殿娼婦の「巫女」は「遊女」「売春婦」のルーツと言われます。これに対して、律法は神殿での売春を禁じます。世界中で当たり前のこととして行われていることを真っ向から否定するのですから、革命的なことです。目指すものが根本的に異なるのです。多産で御利益があれば手段を選ばず何をやってもいいわけではありません。御利益があろうとなかろうと「姦淫してはならない」、これが神のことばです。永遠に変わらぬ神のみこころなのです。

「どんな誓願のためでも、遊女のもうけや犬のかせぎをあなたの神、主の家に持って行ってはならない。これはどちらも、あなたの神、主の忌みきらわれるものである」とも命じられます(18)。ここで「神殿娼婦」は「遊女」と言い直されます。一方の「神殿男娼」は「犬」と呼ばれます。人間ではなくケダモノ、それも何でも見境なく交尾したがる「犬」だということなのでしょう。外国でそうしているように、「神聖」という仮面をかぶって内実は

売春で神殿を建てるようなことをしてはならない、あるいは御利益成就の祈願で「遊女」や「犬」に貢いではない、そう命じられます。なぜなら、これらは「神、主の忌みきらわれるもの」だからです。

15、16 節では、前の 9～14 節の「戦争」という文脈の延長で、敵国あるいは外国からの逃亡奴隷について教えられます。「主人のもとからあなたのところに逃げて来た奴隷を、その主人に引き渡してはならない。」 ハムラビ法典では、逃亡奴隷をかくまった者は死刑になりました。でもイスラエルでは奴隷の人権が尊重されます。もともとイスラエルでは、7 年目、さらには 49 年目のヨベルの年には奴隷を解放しなければなりません。人が人を物のように永久に所有するということはありません。ましてや外国からの逃亡奴隷なら国内には誰にも利害関係はありません。それでイスラエルがそれを受け入れるよう命じるのです。「彼をしいたげてはならない」と言われます。そして「あなたの町囲みのうちのどこでも彼の好むままに選んだ場所」に住むことを許可されます。神の民イスラエルの中に住むことにより、神の栄光を見て、恵みを受用したことでしょう。

19、20 節では、同胞から「利息」を取ることが禁じられます。「金銭の利息であれ、食物の利息であれ、すべて利息をつけて貸すことのできるものの利息を、あなたの同胞から取ってはならない。」 古代近東の「利息」は法外なものでした。例えば紀元前 15 世紀ヌジに於ける北アッシリヤの契約では、利息が 50% もありました。高利息の背景には、保証がなかったからと考えられますが、それにしても高利息です。これに対しイスラエルでは、貸し付けは金儲けのためのものではありません。あくまで同胞の窮乏を助けるためのものです。それで同胞には無利子で貸すよう命じます。ただし「外国人」に対しては別です。彼らは商人です。多くのイスラエルのように農家ではありません。それで彼らにはそれなりの相場で利息をつけて貸すことが許されます。でも困っている貧しい同胞には、彼らを助けるために無利子で貸すよう命じます。そして、それにより「あなたの神、主が、あなたの手のわざのすべてを祝福される」と約束されるのです。

21- 23 節では、十戒の第九戒「あなたは、あなたの神、主に偽りの証言をしてはならない」が確認されます。神に誓ったことは「遅れずに果たさねばなら」ず、果たせない誓いは初めから誓わないか、できないとわかれば「誓いをやめる」のです。そうしなければ、神がそれを「あなたの罪」となさいます。第九戒の戒めの本質は、真実なる神に於て、自分のことばに責任を持ち、ことばを真実にするということです。

最後は生活保護の規定です。「隣人のぶどう畑にはいったとき、あなたは思う存分、満ち足りるまでぶどうを食べてもよいが、あなたのかごに入れてはならない。隣人の麦畑の中にはいったとき、あなたは穂を手で摘んでもよい。しかし、隣人の麦畑でかまを使ってはならない。」 (24-25) これによると、隣人のぶどう畑あるいは麦畑に入り、ぶどうについては「思う存分、満ち足りるまでぶどうを食べてもよい」と許可されます。そして、麦については「穂を手で摘んでもよい」と許可されます。何という気前の良さでしょうか。他人の畑なのですから、その作物は当然その人の物です。それを自分のものとして収穫して食べることは、第 8 戒が禁じる「盗み」の罪を犯すことになるはずなのですが、この場合そうではありません。人の命、生きる権利が優先されるのです。神から与えられている生きる権利です。隣人が生きる権利を無視してはなりません。それを認め、積極的に尊重して実現していくことが、ここで命じられます。そうでなければ、反対に、金持ちが貧しい者の生きる権利を、それこそ「盗む」ことになるからです。それで、土地も収穫も持たない貧しい者は、人として自分が生きる権利として、白昼堂々と他人の家の畑に入り込んで、その家のぶどうを「思う存分、満ち足りるまで食べてもよい」、麦の「穂を手で摘んでもよい」のでした。巨大資本が貧しい者の権利を無視し、略奪して搾取するというのを、律法は野放しにしません。むしろ制限を加えます。後に、安息日にはこのせっきくの規定が無視されるようになりますが、イエスキリストは、安息日にも弟子たちにこれを許すことによって、この教えを復活させました。

ただし、いくら金持ちでも、彼らにも自分の財産を所有する権利があることも教えられています。貧しい者が生

きる権利を神から与えられているように、豊かな者にも私的財産を所有する権利を神から許されています。それでこの生活保護規定にも一定の制限が加えられます。すなわち、ぶどうについては、その場で「思う存分、満ち足りるまで食べてもよい」ものの、お土産用の「かごには入れてはならない」と命じられます。そして、麦については、「穂を手で摘む」ことは許可されるも、大規模に「かまを使って」の収穫は許可されません。こうして、イスラエルは野放しの欲望社会ではなく、富める者も貧しい者も互いの権利を認め合って尊重し合うよう、教育されました。神の民イスラエルは、金持ちが中心ではなく、さりとして貧しい者が中心でもなく、神が中心でした。彼らは、自分たちの欲望によって生きるのではなく、ただ神のことばによって生きるよう、教えられたのです。